（検証の目的の提示等・法第二百三十二条）

第百五十一条　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、検証の目的の提示について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する。

（映像等の送受信による方法による検証・法第二百三十二条の二）

第百五十一条の二　法第二百三十二条の二（映像等の送受信による方法による検証）に規定する方法によって検証をするときは、裁判所は、検証の目的の所在する場所を確認しなければならない。

2　前項の方法による検証をしたときは、その旨及び同項の場所を電子調書に記録しなければならない。

（証拠保全の記録の引継ぎ）

第百五十四条　証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

（電子判決書・法第二百五十二条等）

第百五十五条　判決をした裁判官は、電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　合議体の裁判官が電子判決書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければならない。

（言渡しの方式等・法第二百五十三条等）

第百五十七条　判決の言渡しは、裁判長が主文を朗読してする。

2　裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。

3　法第二百五十三条（言渡しの方式）第二項の規定による電子判決書のファイルへの記録及び法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達は、判決の言渡し後、速やかに行うものとする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定による判決の言渡しは、裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする。

第百五十八条　削除

（電子判決書等の送達・法第二百五十五条）

第百五十九条　電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

2　法第二百五十五条第二項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、同号の書面の内容が電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

（検証の目的の提示等・法第二百三十二条）

第百五十一条　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、検証の目的の提示について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書について準用する。

［新設］

（証拠保全の記録の送付）

第百五十四条　証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の裁判所書記官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

（言渡しの方式・法第二百五十二条等）

第百五十五条　判決の言渡しは、裁判長が主文を朗読してする。

2　裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定による判決の言渡しは、裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする。

（判決書・法第二百五十三条）

第百五十七条　判決書には、判決をした裁判官が署名押印しなければならない。

2　合議体の裁判官が判決書に署名押印することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名押印しなければならない。

（裁判所書記官への交付等）

第百五十八条　判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

（判決書等の送達・法第二百五十五条）

第百五十九条　判決書又は法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項（法第三百七十四条（判決の言渡し）第二項において準用する場合を含む。）の調書（以下「判決書に代わる調書」という。）の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

2　判決書に代わる調書の送達は、その正本によってすることができる。